

九、財產相續人又ハ繼承人が前規定ノ何レニ

依

該當スル手段ニ由リ阿片又ハ阿片喫煙用器具ヲ

所有スル所持ヲ許可サレタリ本人ノ無能力ノ結

果阿片又ハ阿片喫煙器具ヲ讓渡スル所持スル

場合

第六條、阿片卸賣代理店又ハ小賣業者ハ

購入ニタリ

精製阿片ヲ買入ルニ加ヘ又ハ

スルコトヲ得ズ。

他ノ物品ヲ混入シテ販賣又ハ移讓ヲ許可セズ

雖

第七條、何人トモ利益ノ獲得ヲ目的トシテ他

種煙草ヲ維持ス

人ノタメ阿片喫煙隠し部屋又ハ阿片喫煙ニ便道

ヲ設ケ

テ提供スルニテ許可セズ

アル場合ニ於テハ

公認

ルニ政府ノ承認ヲ得テ許可證ヲ所持セル阿片ノ賣

業者ハ如上ノ行爲ヲナスコトヲ得。

若クハ

第八條 政府ノ許可ヲ得テ阿片ノ製造者ハ其ノ

圖

裁

代用器ノ製造ノ意思ヲ以テ罂粟ヲ栽培スルコトハ

許可ナラス得ズ。

第九條 前條ニ於テノ目的ヲ達スルニテ罂粟ノ

ヲナスコトヲ

種子ノ賣買ノ讓渡ヲ禁止ス。但シ政府ノ許可ヲ

裁

イタメ種子ノ

ヲナスコトヲ妨グズ。

得テ栽培罂粟ヲ賣買ノ讓渡ヲ除外サレ

ノ條ヲ

裁

第十條 政府ノ許可ヲ得テ罂粟ヲ栽培シタル者ハ

其

生産シタル生阿片ハ政府ニ對シ引渡ス可シ

政府ノ指定ニシタル

但シ之ニ當テハ其ノ斯ナル生阿片ハ阿片ノ購買代理

購買

人として政府、指掌せし者、自ら購買せし、ニ賞却せしむ。

右阿片購買代理人ハ斯ク予購買せし生阿片ヲ政府ニ引渡ス可シ。

第十一條 阿片喫煙ノ習慣是正ノ爲、内務大臣ハ阿片喫

可シ。

煙者ニ對シテ所屬ノ土産罈ヲ取ルコト有ル可シ。

要スル

支出

如キニ其ノ一處罈ニ附シテ、經理員ハ内務大臣之ヲ

決定ス

第十三條 事業ニ必要ト認め、且タ其ノ場合、政府ハ、第五條ニ建

列条

事セシメタル各項目ニ該當スル者ニ對シテ報告ヲ提出セザル

コト有ル可シ。

第十三條 事業ニ必要ト認め、且タ其ノ場合、政府ハ、第五條ニ建

該當スル

事ニ對シテ、第五條ニ列せしタル各項目ニ該當セザル者ニ屬シ

スル工場、店舗、又ハ其ノ他ノ土地、建築物ニ對シテ

其ノ

製法

トナリ

従事有

検査

文

検

文

帳簿

又

又

又

又

又

又

又

又

又

又

又

又

統制

ノ

タ

メ

必

要

十

年

段

ヲ

取

ル

事

ヲ

ラシムコトアル可シ。

第十四條

次

ノ

何

シ

カ

ノ

項

ニ

該

当

ル

者

若

ク

ハ

五

年

以

下

ノ

罰

金

又

ハ

若

ク

ハ

五

年

以

下

ノ

罰

金

又

ハ

若

ク

ハ

若

ク

ハ

條

諸

一

十

四

又

ハ

十

五

條

規

定

ヲ

阿

片

販

賣

犯シタルモノ。

條

十

七

マ

ハ

十

五

條

ノ

諸

規

定

ヲ

犯

シ

タ

第十五條

以

下

ノ

何

シ

カ

ノ

項

ニ

該

当

ル

者

元

一

年

以

下

ノ

懲

役

又

ハ

十

年

以

下

ノ

罰

金

一

十

年

以

下

ノ

規

定

ヲ

犯

シ

タ

ル

者

ニ

阿

片

販

賣

罪

具

ヲ販賣ノ目的ヲ以テ、該品ニ付スルノ第四條又ハ第五條ノ條項

ノ規定

一 犯シタル場合

三 前ノ条又ハ第九條ヲ犯シタル場合

裁判所ハ若シ未下年音議現行條合ノ第一項ヲ犯シ

本條

ノ規定ヲ

犯行ニ 情况 勸告

タル場合 其内スル諸環境ヲ考慮シテ 判決保留

ニ明記セル處置ヲ

ヲ棄却シテ第十一條ヲ適用スルコト有ル可シ

第十六條前二條(第十四十五條)ニ記載ヤル者ハ 犯行

場合上雖モ

未之罪 于裁量ヲ四割セラル可シ

第十七條 次項ニ規定スル各項ノ何レカニ該當スル者ハ

元

禁固又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處セラレ可シ

規定ニテ明記セル

第十八條 一 記載ナラズル阿片喫煙者ニテ政府販

夏ヲ通シテ得タル以外、阿テ、喫煙シタル場合

ラ、セル
10

販賣ノ目的ナク、第44条又ハ第45条事、規定ヲ犯シタル

ル場合

第十八条、次違反セラルル各項~~ノ~~何レカヲ犯シタル者ハ

元
ニ處セ

一、第10条以下ノ禁箇又ハ百圓以下ノ罰金ニ處シテ

ル可シ

セル
處置

一、第11条ニ規定セラルル者ニ處セザル者

充分ノ理由アリテ

ヲ免リタル者

二、第12条ニ規定セラルル者、第10条ノ規定ニ依リテ

理由ナク、該報告書ヲ無視シタル者又ハ、虚偽ノ報告

ヲシタル者

檢

三、第13条ニ規定セラルル者、第10条ニ依リテ報告シテ拒否

害、自避

檢、除、

某、~~未~~シタル者、又ハ如ニノ官、~~未~~シタル者、~~未~~シタル者、

スル

拒絶

應答

同ニ對シテ、~~未~~シタル者、~~未~~シタル者、~~未~~シタル者、

又ハ、係官

處置

又ハ、係官、~~未~~シタル者、~~未~~シタル者、

現行法ヲ犯シタル者ハ、

第十九條、~~未~~シタル者、~~未~~シタル者、~~未~~シタル者、

ハソノ何タルコトハ、

法ヲ犯シタル者ハ、~~未~~シタル者、~~未~~シタル者、

如シ、阿片、罂粟、阿片、喫煙器具ヲ没収シ得ル

該品ニ

リ、又、可シ。

場合ハ、~~未~~シタル者、~~未~~シタル者、~~未~~シタル者、

第二十條、~~未~~シタル者、~~未~~シタル者、~~未~~シタル者、

阿片

阿片、喫煙用器、~~未~~シタル者、~~未~~シタル者、

者ノ

被雇用人、~~未~~シタル者、~~未~~シタル者、

現行法、~~未~~シタル者、~~未~~シタル者、

178
12

「帯令」ニ由ル規定ヲ犯シタル場合ハ公ニ速ニ各條ニ規定セ

ハ斯ル

ニ依ラズシテ

者ハ其ノ行為ハ彼等ノ命令ニ基キ行ハルニ付テ其ノ理由

以テ

トシ

カ罰則ヲ免ズルヲ得ズ。

業務

第二十一條 法人ノ代表者、又ハ其ノ被雇用人又ハ其ノ仕事ニ

従事スル

者ハ其ノ現行法ノ規定ヲ犯シタル場合ハ法人

者

ル。

ノ代表社員ハ其ノ罰則ヲ免ズルヲ得ズ。

第二十二條 現行法ノ施行期日ニ達スル前ニ命令ヲ

出スルヲ得ズ。

阿比法施行規則

命令 一九三二年

大同元年十一月三十日公表

公報 一九三二年 十二月二十七日

訓 示

第一章 阿片喫煙

第一章 阿片喫煙 條 後項 總テノ

阿片喫煙者ハ 自己ノ居住スル管轄地域内

警察署長ノ發行スル 証明書ヲ 所持ス可シ

第二章 阿片喫煙者 前條ニ規定セシ

証明書 阿片喫煙者ハ 阿片ヲ購買スルニ非カシハ 阿片ヲ喫煙スル

器具ヲ所持スル 事ヲ得ズ

第三章 阿片喫煙者ハ 前項ニ規定セシ 公認 事業者

外 阿片喫煙者ハ 阿片喫煙用器具ヲ 製造スル

ヲ得ズ

第二章 阿片喫煙用器具

自記
軍報

第四條、生阿片、精製阿片、並ニ生阿片喫煙器具ニ

公規
業者

阿片一卸賣業ニシテ、
阿片一卸賣業ヲ

經手取
業者

通シテ賣ル可キ。上述之阿片一卸賣業ハ政府ハ

專賣局外ヲ以テ如何ナル者ヨリモ

阿片ヲ入手スルヲ得ス。

第五條、印賣業ハ專賣局長ニ任命ナル。又

判係
業者

ハ省長ニ任命ナル。

總テノ業者

專賣局長ニ任命ナル。又官廳ノ指

導所

此ノ外ニ其ノ營業業ヲ維持スルコトヲ得ス。

第六條、業者ガ新ニ工場ヲ設置セントスル場

合符ハ

一、賣局承認ヲ要ス。

卸賣業者

オ七條、阿片喫煙用器具ヲ輸入ニ関スルハ、卸賣業者ハ

日本に於て

15

高等官ニ對シテ荷送人ノ姓名住所輸入数量

ヲ提示シテ報告シヤシ

ハ、報官書ノ提出ヲ受ケルニ要ス。

罐

卸賣代理業者ハ、罐ノ精製阿片ヲ備罐トシテ

シタル罐ノ内容ノ移讓

ナカ、オスコトヲ得ズ。

第九條、小賣業者ハ、阿片又ハ阿片喫煙器具ヲオ七條

ニ規定セラルル証明書ヲ提示セシ者以外ノ者ニ譲渡

スルコト得ズ。

第十條、若シ薬剤師ハ調劑ノ目的ヲ以テ

生阿片ヲ購取スル場合ハ、藥、該阿片歸入

ヲ内務大臣發行ノ許可書ヲ共ニ

申請書ニ添付シ、藥、又ハ、其ノ長ニ力ヲ

ニカリ、發行ナリト許可書ト一摺ナリト摺ナリト

ホ十一條、卸賣業者並ニ、三賣業者ハ、彼等ノ手帳簿ニ

手得ノ、貯蓄、其ノ入金シ貯蓄ニ

取引ノ場合ニ、府令ニ依リテ生阿ト一精製阿ト一記録ニ

都度

數

喫煙用器具ノ種類、量及價格ニ、取引ノ記録ニ

取引

ト共ニ帳簿ニ

用明ニ、各取引ノ期日、品名、数量、性、住所、記録

ニ付

夫々ノ
別簿

卸賣業者並ニ、三賣業者ハ、彼等ノ業者長兼並ニ

ニ付

生阿ト、精製阿ト一

入手及ビ

別ニ

喫煙用器具ノ手得ノ、貯蓄ニ、記録

取引ノ場合ニ、府令ニ依リテ生阿ト一精製阿ト一

生阿ト一精製阿ト一記録

第十二條 農業者栽培ノ位置(原)面積ノ毎年一割以上減少
長手~~ハ~~決定~~ス~~。

第十三條 農業者栽培~~ノ~~欲スル何~~ト~~者モ(原)毎年一割以上減少~~ノ~~許可申請~~ヲ~~
左記 依リ夫々ノ
申請~~ハ~~各項ニ直リ 各(原)係首長ニ對シ 提出スル

第十四條 用~~テ~~手續~~ヲ~~續~~ク~~該栽培ノ變更 申請~~ハ~~中絶~~ノ~~場合モ(原)再~~テ~~栽培~~ス~~
同一手續~~ヲ~~ナスコト~~ヲ~~要ス。
1) 姓名、住所、生年月日、
2) 栽培~~ノ~~面積、位置~~ノ~~詳細

面積

第十五條 農業者栽培~~ノ~~面積~~ノ~~前條ノ許可~~ヲ~~得~~ル~~モ(原)

者~~ハ~~其ノ栽培~~ノ~~面積~~ニ~~所有~~シ~~ノ(原)面積~~ノ~~姓名、住所~~ヲ~~示~~ス~~

標識木柱~~ヲ~~

ノ~~ハ~~木柱~~ヲ~~埋~~メ~~ル~~コト~~可~~シ~~。

第十六條 農業者栽培~~ノ~~面積~~ノ~~前條ノ許可~~ヲ~~得~~ル~~モ(原)再~~テ~~栽培~~ス~~

第二十一條 医務用阿片、外科医又、外科医

遠科医、獸外科医、藥種商、製藥劑師

及製藥業者に對し、代理公認代理人に依り

申請し得、授與せしむる調劑師に授與せしむる可し

（附屬）
調劑師に授與せしむる可し

第二十二條 前條に規定せしむる代理調劑師

代理人に依り

長官、省長に申請し得、藥種商、調劑師に授與せしむる可し

（附屬）
サレ

（附屬）
左記諸

第二十三條 医務用阿片、賣買讓渡の條件

該當スル場合ニ非ザレバ

同シカニ規定し得、省長に許可せしむる可し

一、藥種商に讓渡せしむる阿片、製藥劑師

（附屬）
製藥劑師

二、外科医又、外科医（）及遠科医、獸外科医

三、調劑師、製藥業者に讓渡せしむる

阿片。

阿片ヲ輸入スルニ

二 藥種商ニ付 医療ノタメ内科(及外科) 産科

依リ阿片ヲ要求スル者ニ付 藥種

ノノ歌外科医ノ遠方ニ付 阿片(商標) 供給サレタル阿片

醫藥多ク阿片ヲ要求スル者ニ付 外科 ヨリ

三 内外医(及外科) 産科 及ハ歌 及ハ産科 及ハ歌

サレシ

阿片ヲ輸入スル者ニ付 供給サレタル阿片

ノ

第二十四條 医療用ノ阿片ヲ輸出セザルニ付 代理業

大臣 對シ

事ニ付 務者ニ付 申請書ヲ提出シ 阿片ノ輸入

明記 及ビ荷宛港地方官官署ニ交付サレタル輸入許可書

ニ付 申請書ヲ提出シ 阿片ノ輸入

ト共ニ輸出申請書ヲ提出シ 其ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス。

阿片ノ輸入ニ付 申請書ヲ提出シ 阿片ノ輸入

取扱

用

二十五條 医療用ノ阿片ヲ取扱フ 代理人

及ビ

業者 藥種商ニ付 藥劑師ノ該阿片ノ取扱

毎

第... 記帳... 簿... 簿... 簿...

當事者

其二

... 授... 姓名... 住所... 用... 期... 用...

用途... 期... 表示スル

... 表... 記帳... 登載... 帳簿... 調... 可...

但し

... 調劑... 調劑... 藥... 簿... 便... 用... 限...

記載

毎

年

... 非... 前... 部... 者... 一... 月... 前... 年... 報... 取...

... 調...

... 報... 出... 省... 長... 家... 提... 出... 要...

第五... 年... 其... 他... 事... 項...

第... 條

第... 條... 阿... 仲... 購... 買... 代... 理... 業... 者... 紙... 代... 理... 業... 者... 又...

任命... 差... 認... 受... ケ... ス...

... 指... 導... 者... 指... 導... 者... 指... 導... 者... 指... 導... 者...

一定金額

... 長... 官... 官... 官... 官... 官... 官... 官... 官... 官... 官...

授託... スル... フト... ヲ... 受... ケ... ス...

附

二十七日。現行規定ニヨリ指掌ヲ示シテ
復令其ノ公認ヲ

阿付喫煙者ニテ中絶ヲ申出シ
事務停止ノ或ハ

二連買代埋人又ハ
事實発覚後ハ差込ノ専責公同長
又ニセシ場合ハ三十日以内ニ
専責公同長ハ首宛報告ニ依

要。阿付購買員代理業者又ハ卸業者者ノ場合ハ

高價買取方局家如シノ報告書ヲ提出スルニ依

他ノ者ノ場合ハ其ノ関係者長ニ報告書ヲ提出スルニ依
之。阿付人夫々ノ
ニ付シ
スルニテ云々ス。

當業者
附相續人
該表ハ書目ハ内容ノ人即本人又ハ
作線者又ハ
其ノ
以カニ専責公同長ニ

財産
取人ニ依リ
作成サレシ
西ノ者ハ
附付シテ
報告

又ハ阿付喫煙用器具等ノ處分ニ関シ
関係者ノ

指掌ヲ示スルニ依

本人又は後継人ニシテ当局ニ信託サレシヤ其基金ヲ

相違 古ニ対スル 夫タリ

ノ場合ニシテ場合ハ 議決書ヨリ首長又ハ 警務局長

ニ対シ 請求書ノ提出ヲ要ス

第ニ十八條 阿片喫煙ニ對スル場所ヲ開カントス

者ハ 夫タリ 夫タリ 夫タリ 夫タリ 夫タリ 夫タリ

申請ヲ受ケトシ 姓名 住所 生年月日 阿片喫煙ニ

場 所 並ニ設備

ニ 二十九條 現行規定ニ因リ 申請サレシメ 夫タリ

提出 夫タリ 夫タリ 夫タリ 夫タリ 夫タリ

夫タリ 夫タリ 夫タリ 夫タリ 夫タリ 夫タリ

夫タリ 夫タリ 夫タリ 夫タリ 夫タリ 夫タリ

夫タリ 夫タリ 夫タリ 夫タリ 夫タリ 夫タリ

夫タリ 夫タリ 夫タリ 夫タリ 夫タリ 夫タリ

夫タリ 夫タリ 夫タリ 夫タリ 夫タリ 夫タリ

第六百一十四條

第三十條ノ規定ヲ犯シタルハ...

禁錮又ハ又ハ一〇〇圓以下ノ...

第三十一條ノ規定ヲ犯シタル者ハ...

一月以上ノ禁錮又ハ一〇〇圓以下ノ...

上ニシテ...

第三十二條 現行刑令ニ依リ...

取扱セラルル者又ハ...

其ノ不正行爲...

其ノ不正行爲...

其ノ不正行爲...

附則

178 / 25

第三十三條

三款

現行規則二月九日

變~~更~~申省

總政務部大臣

內務大臣十一日 總務行部 各省

通用

謀~~者~~東三省三款

申請 省長 特別 省長

申請 省長 地方 () 省長

申請 省長 特別 省長 通用

三十四條 現行規則 阿片法 施行 其

効力ヲ發生ス

A 阿片購買人 身分證明書

B 阿片購買人 被雇用者 身分證明書

()